

入札（契約事務）に必要な申請書等への押印の取扱いについて

物品の売買、製造の請負等の入札（契約事務）に係る申請書等について、11月1日より次に掲げるものを除き、押印を廃止します。

- (1) 法律で押印を必要としているものなど
→ 契約書、仮契約書、承諾書など
- (2) 真正な契約の成立を担保する必要があるため、押印を求めるもの
→ 入札書、見積書
- (3) 入札及び見積に関する事、契約の締結に関する事などに使用する印鑑をあらかじめ届出する必要があるもの
→ 使用印鑑届等及び委任状（入札書、見積書及び共同企業体に係るものに限る。）
- (4) 提出者本人以外の第三者が作成するものであって、当該書類の真正性等を担保する必要があるもの
→ 定価証明書（デジタル印も可）、出荷確約書など
- (5) 民民で交わされた契約書又はその写しを本機構に提出させる手続のうち、当該契約において本機構と同様に契約書に押印させることでその真正性等を担保する必要があるもの
→ 共同企業体登録申請書、再委託申請書など

※ 提出していただく申請書等は案件ごとに異なりますので、本機構ホームページの「入札・契約情報」の「入札見積情報」の案件ごとの入札見積情報に基づき申請書等を作成し、提出していただきますようお願いいたします。

本部事務局契約課